

第1章 総論

第1章 総論

第1項 計画策定の趣旨

和歌山県では、平成16年度から10年間を計画期間とする第3次和歌山県障害者計画「紀の国障害者プラン2004」を策定し、障害のある人もない人も社会の一員として互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、総合的な障害者施策を進めてきました。

この間に、障害者を取り巻く環境は大きく変化し、平成23年には「障害者基本法」が改正されるとともに「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されました。さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定されるなど障害者の権利保護や共生社会の実現に向けた法令が相次いで整備されました。

また、風水害や地震・津波等への防災対策も喫緊の課題です。

このような中、前計画の点検・検証を行い、新たな社会情勢に対応するため、平成26年度からを計画期間とする「紀の国障害者プラン2014」を策定しました。

第2項 計画の位置づけ

- この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定される本県の障害者計画で、障害者総合支援法第89条に規定される本県の第3期障害福祉計画を含みます。

障害福祉計画は、3年間の計画期間において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標、目標達成のための方策、圏域毎における指定障害福祉サービスの必要量の見込み等について定めるものです。

また、この計画は、国の障害者基本計画を基本的方向とするとともに、和歌山県長期総合計画、和歌山県保健医療計画、和歌山県地域福祉推進計画など関係する計画とも連携して計画の推進を図ります。

第3項 計画の期間

- この計画は、平成26年度から29年度までの4か年を計画期間とします。
- ただし、第3期障害福祉計画など他の計画に関連する部分については、目標年度が異なる場合があります。

- なお、計画期間中であっても社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4項 計画策定の背景

- 和歌山県では、昭和57年以降、以下の各計画を策定し、総合的に障害者施策を推進してきました。

昭和57年6月	「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」 (昭和57年度～平成3年度の10か年計画)
平成6年3月	「紀の国障害者プラン(第2次障害者にかかる和歌山県長期行動計画)」 (平成6年度～15年度の10か年計画)
平成10年3月	「紀の国障害者プラン実施計画」
平成16年3月	「紀の国障害者プラン2004(第3次和歌山県障害者計画)」 (平成16年度～25年度の10か年計画)
平成19年3月	「和歌山県障害福祉計画 第1期」 (平成18年度～20年度の3か年計画)
平成21年3月	「紀の国障害者プラン2004改定(第3次和歌山県障害者計画改定)」(平成16年度～25年度の後期5年間)及び「和歌山県障害福祉計画 第2期」(平成21年度～23年度の3か年計画)」
平成24年10月	「和歌山県障害福祉計画 第3期」(平成24年度～26年度の3か年計画)

- また、平成20年4月に策定した「和歌山県長期総合計画 ～未来に羽ばたく元気な和歌山～」(平成20年度からの10か年計画)を基本的方向として、本計画を作成しました。
- 国においては、昭和56年(1981年)の「国際障害者年」以降、以下の計画が策定されました。

昭和57年3月	「障害者対策に関する長期計画」 (昭和58年度～平成4年度の10か年計画)
平成5年3月	「障害者対策に関する新長期計画」 (平成5年度から約10年の計画)

平成 14 年 12 月	「障害者基本計画」 (平成 15 年度～24 年度の 10 か年計画) 「重点施策実施 5 か年計画」(数値目標)
平成 19 年 12 月	「障害者基本計画」の後期 5 年間の数値目標「重点施策実施 5 か年計画」
平成 25 年 9 月	「障害者基本計画」 (平成 25 年度～29 年度の 5 か年計画)

● 関連法令等

平成 22 年 12 月	障害者自立支援法の改正
平成 23 年 6 月	障害者虐待防止法の成立(24 年 10 月施行。)
平成 23 年 8 月	障害者基本法の一部を改正する法律の成立(23 年 8 月一部施行、24 年 5 月施行。障害者の定義の見直し、地域社会における共生等)
平成 24 年 6 月	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達法」という。)の成立(25 年 4 月施行。)
平成 24 年 6 月	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の成立(24 年 6 月及び 25 年 4 月一部施行、26 年 4 月施行。 [障害者総合支援法])
平成 24 年 7 月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)
平成 24 年 8 月	障害者雇用促進法の改正(25 年 4 月施行。)
平成 25 年 6 月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(26 年 4 月及び 28 年 4 月施行。)
平成 25 年 6 月	障害者差別解消法の成立(28 年 4 月施行。)

第5項 障害者施策の現状と課題

1 障害のある人の現状

身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）

単位（上段：人 下段：構成比）

年齢別	19年度末	24年度末
18歳未満	809 1.5%	753 1.3%
18～64歳	14,830 27.0%	13,843 24.0%
65歳以上	39,364 71.6%	43,021 74.7%
計	55,003	57,617

身体障害者手帳交付者数の推移（障害種別別）

単位（上段：人 下段：構成比）

障害種別別	19年度末	24年度末
視覚障害	4,144 7.5%	3,819 6.6%
聴覚・平衡機能障害	6,191 11.3%	6,224 10.8%
音声・言語・ そしゃく機能障害	775 1.4%	643 1.1%
肢体不自由	31,207 56.7%	32,100 55.7%
内部障害	12,686 23.1%	14,831 25.7%
計	55,003	57,617

身体障害者手帳交付者数の推移（障害程度別）

単位（上段：人 下段：構成比）

障害程度別	19年度末	24年度末
1級	14,966 27.2%	15,920 27.6%
2級	9,880 18.0%	9,543 16.6%
3級	9,407 17.1%	9,765 16.9%
4級	12,067 21.9%	13,918 24.2%
5級	4,053 7.4%	3,827 6.6%
6級	4,630 8.4%	4,644 8.1%
計	55,003	57,617

療育手帳交付者数の推移（年齢別）

単位（上段：人、下段：構成比）

年齢	19年度末	24年度末
18歳未満	1,711 24.4%	2,055 24.5%
18～64歳	4,768 68.1%	5,666 67.5%
65歳以上	525 7.5%	677 8.1%
計	7,004	8,398

療育手帳交付者数の推移（障害程度別）

単位（上段：人、下段：構成比）

障害程度	19年度末	24年度末
A1 （最重度）	1,399 20.0%	1,527 18.2%
A2 （重度）	1,755 25.1%	1,757 20.9%
B1 （中度）	1,996 28.5%	2,261 26.9%
B2 （軽度）	1,854 26.5%	2,853 34.0%
計	7,004	8,398

※ 和歌山県では知的障害児者に交付する療育手帳に、A1、A2、B1、B2の4つの等級を設けています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移
 単位（上段：人 下段：構成比）

年度	19年度末	24年度末
1級	677 18.1%	637 11.8%
2級	2,071 55.2%	3,003 55.6%
3級	1,002 26.7%	1,758 32.6%
計	3,750	5,398

自立支援医療（精神通院）受給者証交付者の推移
 単位：人

年度	19年度末	24年度末
患者数	7,536	10,127

難病患者数（特定疾患医療受給者証交付者数）の推移
 単位：人

年度	19年度末	24年度末
国指定	5,525	7,298
県指定	151	245
計	5,676	7,543

2 計画数値目標進捗状況

障害者プラン2004の後期5年間について、31項目の数値目標を設定しました。

その目標進捗状況は次ページ以降の表のとおりで、平成25年度末に100%以上の達成率が見込まれるのは17項目、80%以上が7項目となっています。

分野	項目	単位	H20 年度末 実績	目標 数値	目標 年度末 数値	達成率 (%)	目標年度	
障害福祉 計画	福祉施設入所者の地域生活への移行	人	67	103	185	179.6	平成23 年度末	
		入院中の精神障害者の地域生活への移行	人	220	438	288		65.8
		福祉施設から一般就労への移行	人	38	48	46		95.8
	教育・育成	児童デイサービス利用者	人(※①)	831	971	1,203		123.9
	雇用・就労	障害者就業・生活支援センター	か所	5	6	7		116.7
	雇用・就労	就労移行支援利用者	人(※①)	162	296	302		102.0
	雇用・就労	就労継続支援事業(A型)利用者	人(※①)	234	333	434		130.3
	雇用・就労	就労継続支援事業(B型)利用者	人(※①)	693	1,535	1,502		97.9
	生活支援	訪問系サービス利用者	人(※①)	1,344	1,833	1,926		105.1
	生活支援	生活介護利用者	人(※①)	436	1,828	1,937		106.0
	生活支援	自立訓練(機能訓練)利用者	人(※①)	0	30	26		86.7
	生活支援	自立訓練(生活訓練)利用者	人(※①)	83	215	115		53.5
	生活支援	短期入所利用者	人(※①)	178	294	322		109.5
	生活支援	グループホーム・ケアホーム	人(※①)	448	814	808		99.3
生活支援	相談支援(サービス利用計画作成)利用者	人(※①)	52	390	68	17.4		
教育・育成	児童デイサービス	か所	49	50	62 (※②)	124.0	平成25 年度末 (※④)	
教育・育成	重症心身障害児(者)通園事業	か所	8	9	8 (※②)	88.9		
雇用・就労	精神障害者社会適応訓練(訓練修了者)	人	43	60	12	20.0		
雇用・就労	福祉施設における平均工賃月額	円	13,757	25,000	15,192	60.8	平成23 年度末	
生活支援	難病患者等居宅生活支援事業の実施	市町村	7	20	6 (※③)	30.0	平成25 年度末 (※④)	
生活支援	短期入所	床	106	139	201	144.6		
生活支援	ガイドヘルパーの養成	人	1,893	1,960	2,080	106.1		
生活支援	行動援護従業者の養成	人	126	220	197	89.5		
保健・医療	乳幼児健康診査受診率(1歳6カ月児)	%	96.0	100	95.9 (※③)	95.9		
保健・医療	乳幼児健康診査受診率(3歳児)	%	91.0	91	92.4 (※③)	101.5		
生活環境	バリアフリー公営住宅整備	%	19.9	22.0	24.5 (※③)	111.4		
生活環境	公営住宅ストック総合活用計画の策定状況	%	88.5	100	100.0 (※③)	100.0		
生活環境	バリアフリー対応型信号機	交差点	465	544	553	101.7		
生活環境	横断歩道上のエスコートゾーン	交差点	20	25	35	140.0		
生活環境	災害要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成に着手	市町村	1	30	30 (※⑤)	100.0	平成22 年度末	
情報	パソコンボランティアの養成	人	125	220	175 (※③)	79.5	平成25 年度末 (※④)	

- ※① 1か月当たりの利用者数
 ※② 制度改正により平成23年度数値
 ※③ 平成24年度末実績
 ※④ 目標年度が平成25年度の場合、年度末数値は見込数値
 ※⑤ 掲載数値は平成25年度末見込(平成22年度末数値9)

3 今後の主な課題

和歌山県が目指す「共生社会」とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、ノーマライゼーションの理念を実現し、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参画し、生きがいを持てる社会です。こうした共生社会を実現するため、下記の課題に対応することが必要です。

また、様々なストレスが増大する現代社会では、障害の有無にかかわらず誰に対しても、こころの健康についてのケアが重要です。こころの健康についての多様なニーズに対応するとともに、正しい知識の普及啓発が必要とされています。

(1) 当事者本位の支援体制の整備

障害のある人は年々増加するとともに、高齢化や重度化の傾向に加え、障害のある人のニーズも多様化しています。

このため、当事者本位の考え方に立って、必要な方が必要な支援を受けられるよう、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を整備する必要があります。

(2) 地域生活支援への推進

施設に入所している障害のある人や退院可能な精神障害のある人が希望すれば、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、障害のある人の地域生活を支える環境づくりが必要です。

(3) 就労支援の強化

「働くこと」は、それを通じて社会に関わることができるとともに、生活の基盤となる重要な分野です。

障害の状態等に応じ、一般就労における職場環境等の整備や、福祉的就労における工賃水準の向上など、様々な支援が求められています。

(4) 社会のバリアフリー化

障害のある人の社会参加を妨げている、障害のある人の利用が困難な建築物や移動経路などの物理的な障壁や、障害に配慮しない慣行や差別などの心理的な障壁の解消が必要です。

(5) 自殺、ひきこもり等の対策

様々なストレスが増大している中、うつなどのこころの病、自殺、ひきこもりへの対応は重要な問題であり、対策の充実が必要です。

(6) 防災対策

風水害や地震・津波等の自然災害に対する備えは県全体の重要課題であり、特に障害のある人等避難行動要支援者（災害時の避難に特に支援が必要な人）には十分な配慮が必要です。

第6項 計画の基本的な考え方

障害者基本法及び本項に掲げる県の基本理念、基本原則及び各分野に共通する視点に基づき、前項に掲げた課題に取り組みます。

1 基本理念

和歌山県では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指します。

2 基本原則

障害者基本法の基本原則にのっとり、上記基本理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 地域社会における共生

- ① 障害のある人は、必要な支援を受けながら、社会を構成する一員として、主体的に社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③ 可能な限り、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についても選択の機会の拡大が図られること。

(2) 差別の禁止

- ① 障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害を許さないこと。
- ② 障害者の能力や活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁の除去については、合理的な配慮がされなければならないこと。

3 各分野に共通する視点

(1) 自己決定の尊重と意思決定支援

障害のある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であり、障害者施策の策定や実施においては、家族も含め関係者として意見を聴き、その意見を尊重することが必要です。

併せて、障害のある人が、適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援に努めるとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人が、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じて切れ目のない適切な支援を受けられるようにすることが重要です。このため、障害のある人が、様々な社会資源を活用しながら、安心して生活できるよう、福祉、保健、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する地域自立支援協議会を核に、障害福祉サービス等の利用調整及びサービス基盤の量的・質的な充実を図ります。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた支援の必要性を踏まえて策定及び実施する必要があります。

難病、発達障害、高次脳機能障害といった外見上認識されることが多い障害については、県民の理解の促進を図り、障害のある人が、地域において自立した生活を送れるよう支援の充実を図ります。さらに、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、うつや自殺、ひきこもりへの対策を充実します。

(4) アクセシビリティの向上

障害のある人が、その能力を発揮し、安心して生活できるようにするためには、その活動や社会参加を制約している障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ（施設、サービス、情報、制度等の利用しやすさ）の向上を図ります。

(5) 就労の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、それぞれの人が、その適性に応じた能力を発揮することができるよう、一般就労支援について、福祉、教育、労働の各分野の連携を強化し、総合的な施策の推進に取り組みます。

また、一般就労が困難である人についても、福祉的支援を受けながら就労系事業所で得た自らの収入と障害年金で自立した生活ができるよう、賃金等の水準の向上を図ります。

(6) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が地域や施設で安心して暮らせるよう、和歌山県障害福祉計画に基づき、障害のある人がどこに住んでいても必要なサービスを利用できる体制の整備を進めます。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

第7項 障害者施策と人権

私たちの身の回りには、依然として、障害者問題とともに我が国固有の人権問題である同和問題や、女性、子ども、高齢者等の人権にかかわる問題が、時には重層的に関連しながら存在します。

「21世紀は人権の世紀」と呼ばれ、人権問題に関する関心が国際的にも国内的にも高まってきています。

平成19年9月、わが国は、障害のある人の人権及び基本的自由の完全な実現を確保し、促進する上で重要な意義をもつ障害者権利条約に署名しました。同条約は、平成20年5月に発効した後、その批准に向け平成23年の障害者基本法の改正や平成25年の障害者差別解消法の成立など国内における法制度の整備等が進められ、平成26年2月19日に同条約が発効しました。

本県においては、平成10年8月に「人権教育のための国連10年」和歌山県長期行動計画を策定後、平成14年4月に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき平成16年には「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指して総合的な施策の推進に取り組んできました。

このような状況の中、障害者施策は生活支援という面だけでなく、障害のある人が「自分らしさを活かして、地域で生き生きと生活できる社会づくり」を進めるために、自立と社会参加を支援していくための施策を展開しています。

誰もがお互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の実現は、障害のある人だけでなくすべての人の人権を尊重することであり、その理念は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者等の人権に関わるあらゆる問題解決につなげていくものです。

この計画では、障害の有無にかかわらず、県民誰もが安心して暮らすことのできる、差別のない社会の実現を目指すことを基本姿勢として施策の推進を図ります。

第8項 障害保健福祉圏域

障害のある人への支援に当たって市町村間の連携を図るとともに、広域的な視点から各種施策を総合的、計画的に進めるため、次の8つの障害保健福祉圏域を設定しています。

障害保健福祉圏域は、障害者総合支援法第89条第2項第1号に規定する「指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類毎の量の見込みを定める単位となる区域」となります。

和歌山市圏域：和歌山市

海草圏域：海南市、海草郡

那賀圏域：紀の川市、岩出市

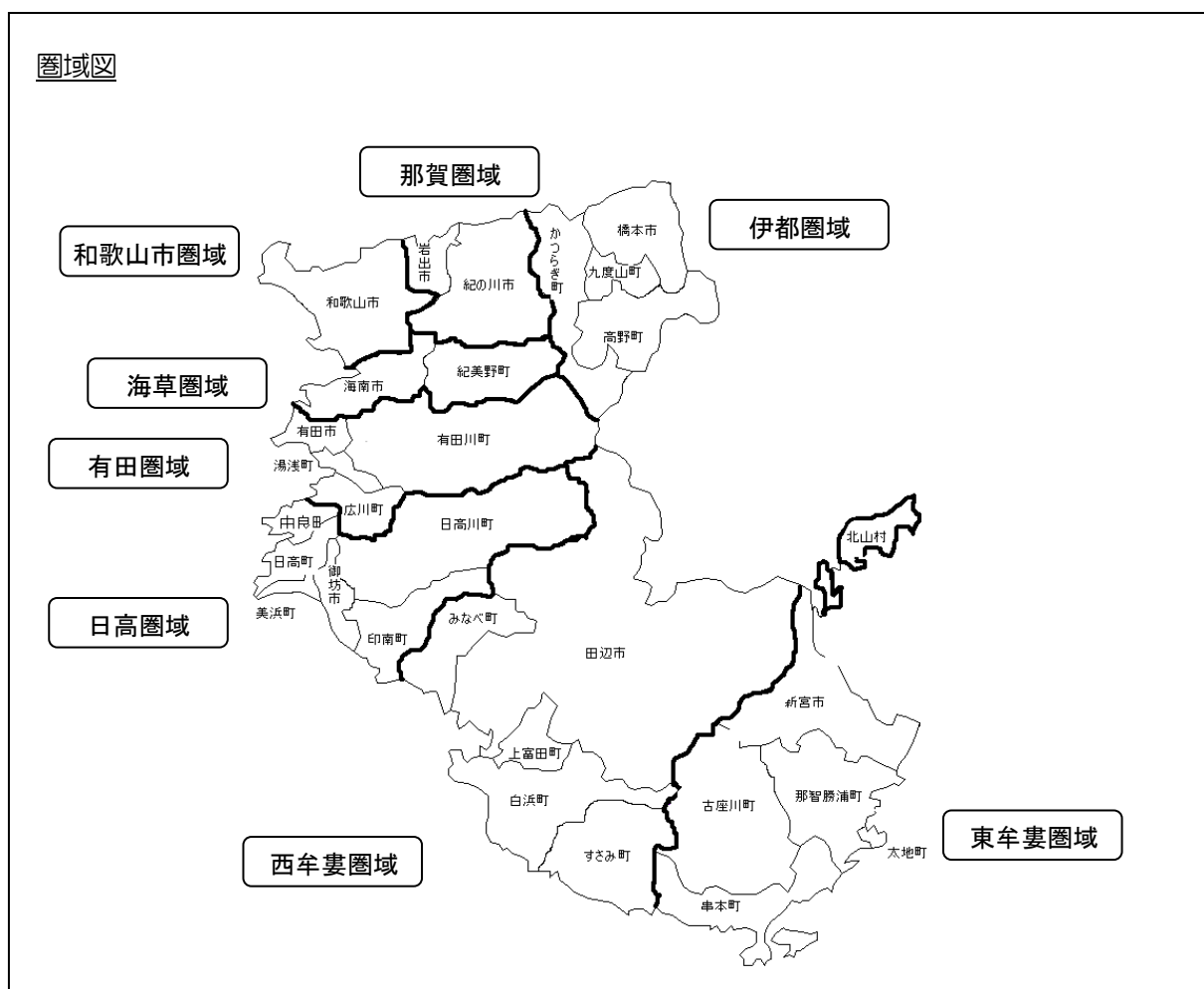
伊都圏域：橋本市、伊都郡

有田圏域：有田市、有田郡

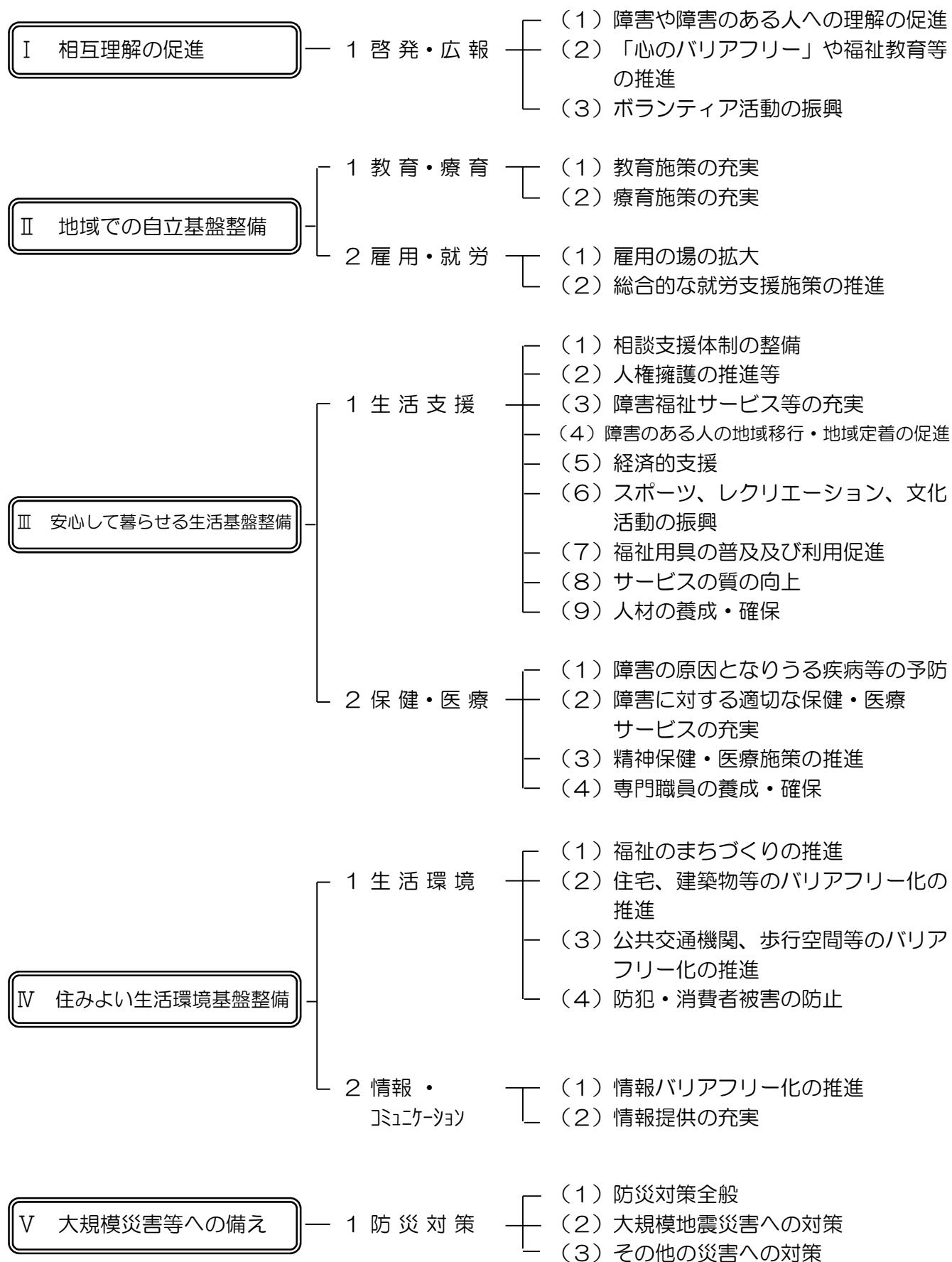
日高圏域：御坊市、日高郡（みなべ町を除く）

西牟婁圏域：田辺市、西牟婁郡、みなべ町

東牟婁圏域：新宮市、東牟婁郡



第9項 計画の施策体系



第10項 計画の推進体制

(1) 県

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境基盤整備等多くの分野にわたっており、効果的かつ総合的な推進を図るため、関係部局の連携を強化します。

また、計画の策定や改定等の際には、和歌山県障害者施策推進審議会において審議を行い、その意見を踏まえて、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 市町村との連携

障害福祉サービス等が円滑に提供できるよう市町村との連携を図り、県及び市町村の障害福祉計画の推進を図ります。

(3) 関係団体、民間企業等との連携、協働

社会福祉法人、関係団体、ボランティア、NPO法人、民間企業や県民一人一人が、それぞれの立場や役割に応じて、自主的・積極的に地域福祉活動等へ参加することを期待し、連携協働を図ります。

第2章 各論